

(別記7)

三重県大区画化等推進協議会内部監査実施規程

制定 令和8年3月27日

(趣旨)

第1条 三重県大区画化等推進協議会の業務及び資金管理に関する内部監査は、この内部監査実施規程により実施するものとする。

(監査員の指名)

第2条 内部監査を行う監査員は、複数名とし、会員の所属組織のうちから会長が指名する。

(内部監査の種類)

第3条 内部監査の種類は、事業年度ごとに1回以上行う定期監査及び必要に応じて行う臨時監査とする。

(内部監査実施計画の作成等)

第4条 監査員は、毎事業年度5月末日までに内部監査責任者1名を定め、及び内部監査実施計画を作成し、会長に報告するものとする。

(内部監査結果の報告)

第5条 前条の内部監査責任者は、内部監査の終了ごとにその結果を取りまとめた内部監査報告書を作成し、会長に報告するものとする。

2 前項の報告を受けた会長は、報告を受けた日以降最初の総会に報告するものとする。

3 第1項の内部監査報告書は、当該年度終了後5年間保管するものとする。

(内部監査結果の不適合の是正)

第6条 第4条に規定する内部監査責任者(以下単に「内部監査責任者」という。)は、内部監査の結果、不適合が認められた場合は、是正のための指示書を作成し、会長に報告するとともに、被内部監査部門の責任者に指示するものとする。

2 前項の指示を受けた被内部監査部門の責任者は、指摘された不適合事項について速やかに是正措置を講ずるものとする。

3 被内部監査部門の責任者は、前項の是正措置が終了した場合には、速やかにその結果についての報告書を作成し、内部監査責任者に報告するものとする。

4 前項の報告を受けた内部監査責任者は、その内容を確認し会長に報告した上で、報告を受けた日以降最初の総会に報告するものとする。

5 第1項に規定する指示書及び第3項に規定する報告書は、当該事業年度終了後5年間保管するものとする。

(雑則)

第7条 大区画化等加速化支援事業交付金交付等要綱(令和7年12月16日付け7農振第2144号農林水産事務次官依命通知)、大区画化等加速化支援事業実施要領(令和7年12月16日付け7農振第2145号農林水産省農村振興局長通知)、三重県大区画化等推進協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、令和8年3月27日から施行する。